

## 「登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件」の一部改正の概要

### 1 背景

情報通信審議会の一部答申<sup>※</sup>において、ネットワークの維持・管理・運用に求められる専門知識・能力の変化への対応として、次の事項等について具体的に検討し、制度改正等を行うことが適当であるとされたことなどを踏まえ、平成 26 年総務省告示第 409 号（登録講習機関が行う講習の講義内容、教材に含める事項及び講義時間を定める件）を一部改正するもの。

※情報通信審議会一部答申「IoT の普及に対応した電気通信設備に係る技術的条件」（令和元年 5 月 21 日）

・電気通信主任技術者については、様々な専門分野を担当する複数の有資格者が集団で業務を分担する体制への移行及び専門的能力や設備管理に係る試験科目の拡充や整理・統合の必要性を踏まえ、現行の試験科目及び講習科目の構成を見直す

### 2 改正概要

ネットワーク構成の変化等を踏まえ、令和 2 年 9 月 7 日に公布された電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 85 号）により、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）を一部改正し、電気通信主任技術者試験の試験科目のうち、「伝送交換設備及び設備管理」における新たな区分として「ソフトウェア管理」を追加することとした。

今般、登録講習機関が電気通信主任技術者に対して行う講習の内容にもネットワーク関連技術の変化の動向を反映するため、「伝送交換設備及びその管理に関する科目」に「ソフトウェア管理」を追加するとともに、その他所要の規定の整備を行う。